

合法木材等供給体制に関する研修の実施要領

1 趣旨

「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）による「森林・林業・木材業界関係団体（以下「認定団体」という。）の認定を得て事業者（以下「認定事業者」という。）が行う証明方法」（以下「業界団体認定」という。）等に基づく合法木材等の供給について、調達側からの要請に応じてその信頼性を確保するため、違法伐採総合対策推進事業の一環として社団法人全国木材組合連合会（以下「全木連」という。）は、認定団体および認定事業者の責任者などを対象とした研修を実施することとする。この実施要領は同研修を円滑に実施するため、違法伐採総合対策推進協議会の審議を経て定めるものである。

2 研修の種類

研修の種類は、①合法木材供給事業者認定団体研修（以下「認定団体研修」という。）、②合法木材供給事業者研修（以下「認定事業者研修」という。）とする。

3 合法木材供給事業者認定団体研修（認定団体研修）

（1）主催

全木連が違法伐採総合対策推進協議会の監修の下に実施する。

（2）対象者

認定団体における認定事業者の審査及び運営の責任者、および趣旨に照らして主催者が認める者

（3）実施時期および場所

年 1 ないし 2 回開催することとし、日時及び場所を全木連が管理する違法伐採総合対策推進協議会ホームページ（以下「合法木材ナビ」という。）上に公表する。

（4）研修内容

違法伐採問題と業界団体認定事業の重要性を認識し、認定団体による合法木材供給事業者の認定及び運営を的確に行い、認定事業者研修の講師を勤めるために必要な知識を付与するものとし、①違法伐採問題取組の意義、②合法木材供給の取組の現状と課題、③業界団体認定事業の運営上の課題、④認定事業者研修の実施方法などを含むものとする。

（5）経費の負担

当面の間、認定団体 1 名に限り（全木連旅費規程に基づき）旅費を主催者が負担する。

(6) 受講結果の公表

責任者が研修を受講した団体の受講者を「合法木材ナビ」上に公表する。

(7) 受講証明書

全課程の受講者に「合法木材供給事業者認定団体研修受講証明書」を、また当該受講者の所属する団体に「合法木材供給事業者認定団体研修受講団体証明書」を発給する。

4 合法木材供給事業者研修（認定事業者研修）

(1) 主催

各認定団体（地方の場合都道府県ごとに団体が共催して実施することが望ましい）および、全木連の共催

(2) 対象者

認定事業体の分別管理・文書管理責任者及び主催者の認める者

(3) 時期及び場所

毎年、認定団体研修終了後順次実施することし、全ての事業体責任者が出席しやすい場所を設定する。

(4) 研修内容

違法伐採問題と認定事業体の役割の重要性を認識し、認定事業体における分別管理・文書管理を的確に行うために必要な知識を付与するものとし、①違法伐採問題取組の意義、②合法木材供給事業の概要と取組状況、③ガイドラインの概要と分別管理・文書管理責任者の役割、④合法木材等証明の留意点と製品の普及などを含むものとする。

全木連は標準的テキストを作成するものとする。

(5) 経費の負担

当面の間、開催にかかる経費のうち一部は全木連が負担する。全木連の負担経費の範囲および申請方法については別途定める。

(6) 受講結果の公表

責任者が研修を受講した認定事業体の受講者を「合法木材ナビ」上に公表する。

(7) 受講証明書

全課程の受講者に「合法木材供給事業者研修受講証明書」を発給する。